

著作物利用(出版)許諾

著作物の題号: 2018 JAXA カレンダー

著作物データ番号: -

著作物の発生年月日: 平成 29 年 10 月 31 日

著作者名: 株式会社ビー・シー・シー

著作権者名: 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

(著作権者)

第一条 実施許諾契約書に記載の甲は、本契約における著作権者の地位を有する。

(出版の許諾及び第三者への許諾)

第二条 甲は、乙に対し、上記著作物(以下「本著作物」といい、甲から乙に提供された写真を含むが、乙の依頼により第三者が作成した図版を除く)を、印刷媒体を用いた出版物(オンデマンド出版も含む)として複製し、頒布すること(以下この一連の行為を「出版」といい、発行された出版物を以下「本出版物」という)を非独占的に許諾する。

2 乙は、前項の利用に関し、甲による事前の書面による許諾がない限り、第三者に対し再許諾することができない。但し、乙が、乙の指定する第三者に本著作物の複製を委託することを除く。

3 乙は、本著作物を出版するにあたり、本著作物のイメージを損ね、あるいは、甲の業務上の信用を損ねるような方法により利用してはならない。

(二次的利用)

第三条 甲は、本契約の有効期間中に、本著作物に係る翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的な利用を許諾することができる。甲は、係る二次的利用の具体的な条件について、必要に応じて乙と協議することができる。

(実施報告書の提出)

第四条 乙は、第二条の利用に関し、売上の有無にかかわらず、利用期間が終了したときに、甲の定める様式による「実施報告書」を提出するものとする。

2 本著作物につき実施を終了したことによる「実施報告書」は、終了した日から30日以内に提出する。ただし、事前に甲に通知した場合には、提出期限を別途協議することができる。

(著作物利用料の支払い)

第五条 乙は、甲に対し、第二条の利用許諾の対価として、ランニングロイヤリティを支払う。ランニングロイヤリティの支払いは、以下の精算方法をもって行う。

(1) 第二条の利用許諾の対価:

本出版物の発行部数一部あたり販売価格の10%のランニングロイヤリティを支払う。

2 乙は、前項に定める対価に消費税相当額を加えて、甲の発行する請求書の発行日の翌月末までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。なお、請求書は、乙が第四条第1項に定める実施報告書を甲に提出後発行される。

3 乙は、本条第1項の支払期限内に実施料を支払わないときは、支払い期限の翌日から支払日までの日数に応じ、未払額につき年6%の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 前項により計算した遅延利息の額が、10,000円未満であるときは遅延利息の支払を要しないものとし、また、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 5 甲は、本契約に基づき乙から甲に支払われた金員は、いかなる事由による場合にも乙に返還しない。

(出版データの管理及び利用の帰属)

第六条 第二条の利用において、乙が作成した出版物の版面(作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」という)は、契約終了までの期間、乙が管理するものとする。

- 2 本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

(甲あるいは第三者による類似著作物等の出版および利用)

第七条 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自らの目的で配布するために出版する。また、第三者に第二条にいう出版を許諾する場合がある。

- 2 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に書面で通知し、乙の書面による同意を得なければならない。

(権利処理の委任)

第八条 本著作物が以下の方法で利用される場合、甲及び乙は具体的な対応方法を協議のうえ決定する。

(1) 複写(複写により生じた複製物の譲渡および公衆送信ならびに電子的利用を含む)

(2) 貸与

- 2 甲は、乙が前項第1号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版者著作権管理機構または社団法人日本複写権センターへ、前項第2号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版物貸与権管理センターへ、それぞれ委託することを承諾する。

(著作者人格権の尊重)

第九条 乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。

(発行の責任)

第十条 乙は、本著作物の完全原稿の受領後1ヵ月以内に本著作物を出版する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。

- 2 乙は、出版する場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、広報・宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに利用条件等を甲に事前に通知の上決定し、その費用を負担する。
- 3 乙は、商品に発行責任者が乙である旨と著作権者が甲である旨を明示する。

(著作権者等の表示等)

第十一条 乙は、甲の権利保全のために、乙の発行する本出版物の所定の位置に©、著作権者名、第一発行年を表示する。

(贈呈部数)

第十二条 乙は、本出版物の発行にあたり2部を甲に贈呈する。

(調査等)

第十三条 甲は、本契約の履行状況及び本著作物の利用状況を把握する必要があるときは、第四条に定める実施報告書のほかに更に詳細な報告を乙に求め、甲が必要と判断した場合には、甲の役職員(甲の指定する公認会計士等、甲の委託を受けた者を含む)が、乙の営業所、事務所・事業場及びその他の関係場所におい

て、前記事項に関する帳簿書類及び関係書類を調査することができる。

2 乙は、前項の調査等に協力するものとする。

(通知義務)

第十四条 乙は、本社所在地、商号、決算期又は実施事業所所在地の変更、相続又は合併による本契約に係る実施権の移転、その他本契約の維持又は履行に影響する事態が生じた場合は、遅滞なく甲に通知する。

2 乙は、本契約に関し、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)による介入を受けたときは、断固拒否するとともに、直ちに管轄の都道府県警察(以下「警察当局」という。)に通報するとともに、捜査上必要な協力を行い、速やかにその内容を書面により甲に報告するものとする。

3 前項の介入により本契約が影響を受けたときは、甲乙対応を協議するものとする。

(契約終了後の措置)

第十五条 乙は、契約期間満了又は解約により本契約が終了したときは、本件著作物の利用を直ちに中止しなければならない。

2 乙は、本契約終了後も第五条に定める対価を支払うことを条件として、本出版物の在庫に限り頒布することができる。

3 乙は、本契約が終了したときは、甲が提供した本著作物及び第二十一条に定める秘密情報にかかる全ての資料等を直ちに甲に返還し、出版物の版面については廃棄の上、完了報告書を甲に提出するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第十六条 甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、利用を許諾し、または担保に供してはならない。

(不可抗力等の場合の処置)

第十七条 地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

(解約)

第十八条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めて乙にその改善を催告し、乙がその期間内に改善しない場合は、本契約を解約することができる。

(1) 乙が、本契約書に記載された条件に違反したとき。

(2) 乙又は本契約第二条(2)により本著作物の利用を再許諾された第三者が、本著作物の利用に関して、甲の信用若しくは甲の本著作物の価値(権利上の価値を含む。)を毀損し、又はそれらのおそれがあるとき

(3) 乙が、実施許諾申請又は契約締結に際して、不正又は虚偽の申告をしたとき

(4) 乙が、本契約の履行に関し、不正、虚偽の申告その他不当な行為をしたとき

(5) 乙が、上記(1)ないし(4)と同視できるような信頼関係を喪失させるような行為を行ったとき

2 甲は、乙に次の各号に定める事由が生じた場合には、何らの催告を要さず、本契約を解約することができる。

(1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

- (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき。
- (3) 乙が暴力団であると認められたとき。なお、「暴力団」とは、乙(個人または法人の役員等)が以下の少なくともいずれかに該当する場合をいう。
 - (i) 暴力団員と認められる場合
 - (ii) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (iii) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (iv) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (v) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (vi) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (vii) 前(i)から(vi)までに掲げるほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 甲は、乙が合併又は買収されたときは、本契約の継続に関して、乙の合併又は買収先と協議するものとする。
- 4 乙は、甲が本契約書に記載された条件に違反したときは、相当の期間を定めて甲にその改善を催告し、甲がその期間内に改善しない場合は、乙が、本契約を解約することができる。

(契約の有効期間)

第十九条 本契約の有効期間は、第十八条(解約)の規定に基づき本契約が解約された場合を除き、「基本項目票」記載の利用許諾期間に記載の期間とする。ただし、第二十条(秘密保持)、第二十六条(合意管轄)については契約終了後10年間も有効とする。

(秘密保持)

- 第二十条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約の締結、履行及び実施に関して相手方に秘密とすべき情報(以下「秘密情報」という。)を開示するときは、当該情報に秘密である旨を適宜表示する。秘密情報を相手方から開示された当事者は、相手方の書面による事前の承諾を得たものを除き、第三者に開示し又は漏洩若しくは本契約の目的外に使用してはならない。
- 2 乙は、甲から開示された秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、本契約の目的のために知る必要のある者以外に漏洩し又は開示してはならない。
 - 3 前2項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。
 - (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

(個人情報の取扱い)

第二十一条 乙は、本著作物の出版および電子出版の業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。

2 甲は、乙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、本著作物に掲載されている個人の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

(連絡)

第二十二條 申請書記載の連絡先に変更があった場合には、乙は甲に直ちに通知するものとする。

2 当該連絡先に甲が返信を求めたにも関わらず、合理的な期間何らの返信もない場合には、本契約は解約されたものとする。

(契約内容の変更)

第二十三條 本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の文書による合意がない限りは、その効力を生じない。

(疑義の解決)

第二十四條 甲乙双方は、本契約の解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

(著作権等の侵害に対する対応)

第二十五條 第三者により本著作物の著作権又は本著作物に係る著作人格権が侵害されまたは侵害される恐れがある場合、及び本契約に基づく甲または乙の権利が侵害され又は侵害される恐れがある場合、ならびに第三者から著作権等の侵害に関する訴訟が提起された場合には、甲又は乙は速やかに相手方にその事実を報告し、協力してこれに対処する。

(合意管轄)

第二十六條 本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(特約条項)

第二十七條 本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定めるとおりとする。この特約条項に本契約と異なる定めがある場合には、特約条項が優先されるものとする。

以上